

新見市障害者福祉制度ガイドブック



新見市福祉部福祉課
令和6年12月

(注) この「新見市障害者福祉制度ガイドブック」は、令和6年8月1日現在の内容で編集しています。制度等の内容が変わることがありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせ下さい。

《新見市障害者福祉制度ガイドブック 目次》

1 手帳に関すること

- (1) [身体障害者手帳](#) 3
- (2) [療育手帳](#) 3
- (3) [精神障害者保健福祉手帳](#) 4
- (4) [写真の大きさ](#) 4

2 医療に関すること

- (1) [自立支援医療](#) 5
- (2) [心身障害者医療](#) 6

3 手当・年金に関すること

- (1) [特別障害者手当](#) 8
- (2) [特別児童扶養手当](#) 8
- (3) [障害児福祉手当](#) 9
- (4) [心身障害児福祉年金](#) 9
- (5) [心身障害者扶養共済制度](#) 10
- (6) [じん臓機能障害者通院手当](#) 10
- (7) [障害年金](#) 11

4 補装具・福祉用具・住宅改修に関すること

- (1) [補装具の交付・修理](#) 12
- (2) [難聴児補聴器購入補助金](#) 12
- (3) [在宅医療機器購入補助金](#) 13
- (4) [日常生活用具給付等事業](#) 13
- (5) [高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業](#) 16

5 税金に関すること

- (1) [所得税](#) 17
- (2) [市民税](#) 17
- (3) [自動車税・環境性能割・軽自動車税](#) 18
- (4) [相続税](#) 19
- (5) [個人事業税](#) 19
- (6) [少額貯蓄非課税制度](#) 19
- (7) [固定資産税](#) 20

6 公共料金等に関すること

- (1) [NHK放送受信料の免除](#) 2 1
- (2) [公共施設等での割引サービス](#) 2 2

7 交通料金に関すること

- (1) [JR運賃の割引](#) 2 3
- (2) [バス運賃の割引](#) 2 4
- (3) [航空運賃の割引](#) 2 4
- (4) [タクシー運賃の割引](#) 2 4
- (5) [有料道路通行料金の割引](#) 2 5
- (6) [タクシー利用助成事業](#) 2 5

8 移動に関すること

- (1) [移動支援事業](#) 2 6
- (2) [福祉有償運送](#) 2 7
- (3) [福祉車両購入補助事業](#) 2 7
- (4) [自動車改造支援事業](#) 2 8
- (5) [自動車運転免許取得支援事業](#) 2 8
- (6) [駐車禁止除外指定車標章の交付](#) 2 8
- (7) [「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度](#) 2 9

9 障害福祉サービスに関すること

- (1) [サービス内容](#) 3 0
- (2) [利用者負担](#) 3 2
- (3) [市内事業所一覧](#) 3 3

10 そのほかのサービスに関すること

- (1) [相談支援事業](#) 3 5
- (2) [意思疎通支援事業](#) 3 5
- (3) [訪問入浴サービス事業](#) 3 6
- (4) [福祉ホーム事業](#) 3 6
- (5) [地域活動支援センター事業](#) 3 6
- (6) [日中一時支援事業](#) 3 7
- (7) [社会参加促進事業](#) 3 7
- (8) [郵便等による投票](#) 3 8

11 各種相談窓口に関すること

- [消費生活に関する相談](#) 3 9
- [岡山県医療的ケア児支援センター](#) 3 9
- [各種相談窓口一覧](#) 4 0
- [障害者相談員制度](#) 4 1
- [市内の身体障害認定医療機関](#) 4 2
- [ほほえみ広場にいみのご案内](#) 4 3

1 手帳に関すること

(1) 身体障害者手帳

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、福祉の増進を図るために「身体障害者福祉法」が定められています。この法律による援助を受けたり、医療費助成などの各種制度を利用するためには、身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。

〈交付対象者〉 肢体が不自由な人、目が見えにくい人、耳が聞こえない人、平衡・音声・言語に障害のある人、心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸及び小腸の機能障害がある人、免疫機能障害の人などで、その状態が持続し、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 診断書（指定医師作成のもの）
* 所定の様式が障害者福祉係にあります。
- ・ 写 真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身）1枚

〈相談窓口〉 福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(2) 療育手帳

知的障害者に対し、更生を援助し、福祉の増進を図ることを目的に「知的障害者福祉法」が定められており、その援助を受けるために必要なもので、障害の程度によりA、Bに区分されています。

〈交付対象者〉 児童相談所（18歳未満の人）又は知的障害者更生相談所（18歳以上の人）で知的障害者と判定された人

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 写 真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身）1枚

〈相談窓口〉 福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

◎児童相談（相談はあらかじめ電話での予約をお願いします。）

倉敷児童相談所新見相談室（H21年4月～移転しています。）

相談内容：子どもに関する相談及び知的障害者（18才以上）に関する相談

相談日程：毎週木・金曜日 10時～16時

場 所：（木・金曜日）備中県民局新見地域庁舎

連絡先：（月・火曜日）倉敷児童相談所 高梁分室 TEL (0866) 21-2833

（水・木・金曜日）倉敷児童相談所 TEL (086) 421-0991

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、各種支援策を受ける場合に障害を証明する手帳です。有効期間は2年間です。

〈交付対象者〉精神障害のため日常生活又は社会生活への制約がある人

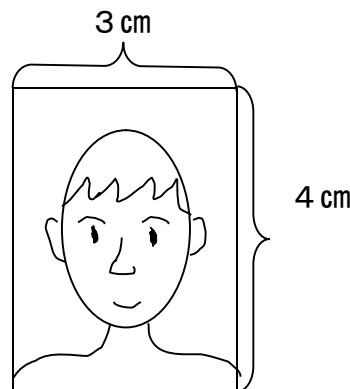
〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 診断書（精神障害保健福祉手帳用）
 - * 所定の様式が障害者福祉係にあります。
 - * 精神障害を起因とする傷病名により障害年金を受給している場合は、年金証書の写し（精神障害を事由とするもの）、年金振込通知書（申請月に支給されていることが分かるもの）、「照会に対する同意書」を提出することにより診断書を省略することができます。ただし、障害年金と同じ等級で認定となりますので、更新の場合に手帳と障害年金の等級が異なる場合は、診断書を添付してください。
- ・ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身）1枚
 - * 写真の貼付を希望しない場合は、写真を貼付しないことにより受けることの出来るサービスに差異が生じうることを了解した旨の「確認書」の提出により省略できます。（例外的な取扱）

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

ほほえみ広場にいみ（TEL 71-2166・71-1022）

(4) 写真の大きさ〈各手帳共通〉



- ※ タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身
- ※ 1年以内に撮影したもの
- ※ 裏面に住所と氏名を記入

2 医療に関すること

(1) 自立支援医療

指定医療機関で支給対象となる治療を受けた場合、医療費の負担が原則1割となります。さらに、所得に応じた自己負担の上限金額が定められ、負担が重くなりすぎないようにしています。

〈対象者〉

- ① 育成医療 18歳未満で身体障害者手帳を持つと同程度の障害があるか、治療しないと将来障害が残る恐れのある児童
- ② 更生医療 18歳以上で身体障害者手帳を所持する方
- ③ 精神通院 精神障害者であって、精神疾患の治療のため通院が必要と認められる人

〈医療の内容〉

※◎は重度かつ継続

① 育成・更生医療

視覚（角膜移植） 聴覚（人工内耳） 言語機能 肢体不自由（人工関節置換）
心臓（人工弁置換）◎じん臓（透析、腎移植）◎小腸機能 ◎免疫機能
◎肝臓機能（移植術後の抗免疫療法に限る） 等

② 精神通院

- ◎ 統合失調症 ◎躁うつ ◎てんかん ◎認知症 ◎薬物関連
- ◎ その他医師の診断によるもの 等

〈費用負担〉

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		一般	◎重度かつ継続
生 保	生活保護世帯	0円	0円
低所得 1	市民税非課税世帯で 受診者の年収が80万円未満	2,500円	2,500円
低所得 2	市民税非課税世帯で 受診者の年収が80万円以上	5,000円	5,000円
中間 1	市民税所得割が 33,000円未満	※医療保険の上限額	
中間 2	市民税所得割が 33,000円以上 235,000円未満		10,000円
一定所得 以上	市民税所得割が 235,000円以上	自立支援医療の対象外	20,000円

※育成医療のみ「中間1」は5,000円、「中間2」は10,000円

注）市民税所得割・・・世帯（同一健康保険）の市民税所得割の課税額を合算した金額

〈必要書類等〉

① 育成医療

- ・ 支給認定申請書
- ・ 自立支援医療（育成医療）意見書
- ・ 資格確認書等
- ・ 同意書及び収入申告書
- ・ 市民税非課税の場合、本人の収入額がわかるもの

② 更生医療

- ・ 支給認定申請書
- ・ 更生医療判定票（概算額算出表）
- ・ 身体障害者手帳（持っている方のみ）
- ・ 資格確認書等
- ・ 同意書及び収入申告書
- ・ 市民税非課税の場合、本人の収入額がわかるもの

③ 精神通院

- ・ 支給認定申請書
- ・ 診断書
- ・ 資格確認書等
- ・ 同意書及び収入申告書
- ・ 市民税非課税の場合、本人の収入額がわかるもの

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 7 2－6 1 2 6）
ほほえみ広場にいみ（TEL 7 1－2 1 6 6・7 1－1 0 2 2）…精神通院のみ

（2）心身障害者医療

心身障害者に対し必要とする医療が容易に受けられるようにするため、その医療費の一部を公費負担するものです。ただし、資格要件には所得の制限があります。

〈対象者〉

新見市内に住所を有し、次の①～③のいずれかに該当する人

- ① 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する人
- ② 療育手帳Aを所持する人
- ③ 3級の身体障害者手帳と療育手帳Bをともに所持する人
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳及び精神通院を所持する人
 - ＊ 所得制限があり、該当にならない場合があります。
 - ＊ ①～④に該当する人であっても、65歳以上で新たに該当することとなった場合は、対象になりません。

（申請に必要な書類）

受給資格証交付申請書、障害者手帳、資格確認書等、
精神通院受給者証、市町村民税の課税・非課税証明（該当者のみ）

＊ 資格証交付後は毎年6月に更新手続きが必要となります。

〈所得制限〉

所得制限（老齢福祉年金の所得制限を準用）を、受給資格者本人と受給資格対象者が加入

している医療保険の被保険者に適用します。

＜所得制限により受給資格の対象外となる所得額 抜粋＞

扶養人数	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者等
0人	1, 695千円	6, 387千円
1人	2, 075千円	6, 636千円
2人	2, 455千円	6, 849千円
3人	2, 835千円	7, 062千円

＜一部負担金＞

県内の医療機関を受診した際に、資格確認書等と心身障害者医療費受給資格証を提示すると総医療費の1割または一部負担金の月額上限額（下表）で受診できます。

県外の医療機関を受診した場合や訪問看護を受けた場合は、別に申請が必要です。

○一部負担金の月額上限額（受給資格証に記載される額）

所得区分		外来のみ ()内は市独自限度額	入院・外来合算 ()内は市独自限度額
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない場合	44,400円 (31,000円)	80,100円+1%(*2) (56,000円)
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者(*1)の課税所得がそれぞれ145万円未満	12,000円 (8,000円)	44,400円 (31,000円)
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が市民税所得割を課税されておらず、低所得Ⅰに該当しない	2,000円 (1,400円)	12,000円 (8,000円)
低所得Ⅰ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が市民税所得割を課されておらず、合計所得が金額が0円	1,000円 (700円)	6,000円 (4,000円)

※1 「受給資格者と生計を一とする者」とは、当該受給資格者が加入している医療保険の被保険者
受給資格者が国民健康保険に加入している場合は、その国民健康保険の被保険者

※2 総医療費が801,000円を超えた場合は、80,100円+（総医療費-801,000円）×1%

※3 医療機関では受給資格証に記載してある一部負担限度額までを支払うこととなりますが、新見市では独自の一部負担限度額（（ ）内の金額）を設定していますので、1か月に支払った一部負担金の合計が（ ）内の金額を超える場合は、差額給付申請により払い戻しされます。

※4 所得区分は毎年7月、前年の所得状況に応じて更新されます。

＜医療費の払い戻しについて＞

次のような場合は、申請により医療費が払い戻されます。

- ① 県外の医療機関を受診した場合（※後期高齢者医療保険の人は不要）
- ② 訪問看護を受けた場合
- ③ 県内の医療機関で受給資格証の提示ができず、自己負担金（総医療費の3割等）を支払った場合
- ④ 1か月に支払った一部負担金の合計が、月額上限額を超える場合・・・差額給付申請（申請に必要な書類）

受給資格証、領収書（差額給付申請の場合は不要）、振込口座のわかるもの

※ 差額給付申請は一度申請すれば以後該当となる場合は自動的に払い戻しされます。

＜担当窓口＞福祉課障害者福祉係（Tel 72-6126）

3 手当・年金に関すること

(1) 特別障害者手当

心身に重度の障害を持っているために、日常生活においてつねに特別な介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。

〈対象者〉日常生活においてつねに特別な介護を必要とする状態にある、在宅で20歳以上の複数の重度の障害のある人

〈支給額〉月 額 28,840円

〈支給制限〉次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 本人又は扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
- ② 社会福祉入所施設等に入所しているとき
- ③ 医療機関に3ヵ月を超えて入院しているとき

〈支給方法〉認定されれば、請求した月の翌月分から支給されます。

2・5・8・11月に前月までの3ヵ月分が支払われます。

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 診断書
- ・ 所得状況届

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(2) 特別児童扶養手当

〈対象者〉20歳未満の重度又は中程度の障害（身体障害者手帳1～3級と4級の一部又は療育手帳AとBの一部を所持）がある児童又は同程度の児童を家庭で養育している人

〈支給額〉月 額

1級 55,350円

2級 36,860円

〈支給制限〉次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 本人又は扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
- ② 児童が社会福祉入所施設等に入所しているとき
- ③ 児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき

〈支給方法〉請求した月の翌月分から支給されます。

4・8・12月に前月までの4ヵ月分が支払われます。

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 診断書または、身体障害者手帳、療育手帳
- ・ 戸籍謄本
- ・ 通帳等（公金受取口座を利用する場合を除く）

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(3) 障害児福祉手当

〈対象者〉日常生活においてつねに介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害のある人

〈支給額〉月 額 15,690円

〈支給制限〉次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 本人又は扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
- ② 児童入所施設、社会福祉入所施設等に入所しているとき
- ③ 児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき

〈支給方法〉認定されれば、請求した月の翌月分から支給されます。

2・5・8・11月に前月までの3ヵ月分が支払われます。

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 診断書
- ・ 所得状況届

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係 (TEL 72-6126)

(4) 新見市中心身障害児福祉年金

〈対象者〉20歳未満の在宅の障害児

(重 度)

- ① 身体障害者手帳の障害等級が1級、2級の人
- ② 療育手帳の程度が「A」の人
- ③ 身体障害者手帳の障害等級が3級で、かつ療育手帳の程度が「B」の人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人

(中 度)

- ① 身体障害者手帳の障害等級が3級、4級、5級、6級の人
- ② 療育手帳の程度が「B」の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級、3級の人

〈支給額〉重 度 年額 102,000円

中 度 年額 84,000円

〈支給制限〉児童が児童福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設及び精神障害者施設へ入所した場合は支給されません。

〈支給方法〉半年分を振込により、3・9月に支払います。

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・ 通帳等

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係 (TEL 72-6126)

(5) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者亡き後（重度障害を生じた場合を含む）、心身障害者（児）が毎月年金を受け取る制度です。

〈 加入要件 〉 心身障害者を扶養している65歳未満の人で、特別な障害のない人又は特定の疾病にかかっていない人

〈 対 象 者 〉 ①知的障害者（判定を受けている人）の保護者

②身体障害者（身障1～3級の人）の保護者

③前2項と同程度の人（医師の診断による）の保護者

〈 掛 金 額 〉 月額 1口9,300円～23,300円

〈 支 給 額 〉 加入口数によりことなります。

加入口数 1口の場合 月額20,000円

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(6) じん臓機能障害者通院手当

人工透析療法のため医療機関に通院しているじん臓機能障害者に対し、通院費の一部を給付する制度です。

〈 対 象 者 〉 ①市内に住所がある人

②身体障害者手帳の交付を受けた人

③人工透析療法のため医療機関に通院している人

〈 給 付 額 〉 【自宅から医療機関までの通院距離（片道）による】

① 1km 未満 1,500 円（月額） ④15km 以上 20km 未満 3,000 円（月額）

② 1km 以上 2km 未満 2,000 円（月額） ⑤20km 以上 25km 未満 3,500 円（月額）

③ 2km 以上 15km 未満 2,500 円（月額） ⑥25km 以上 30km 未満 4,000 円（月額）

⑦30km 以上 4,500 円（月額）

〈 支給制限 〉 月に1回も通院実績がない（1ヶ月以上入院していた）場合は当該月分については支給されません。

〈 支給方法 〉 半年分を振込により、4・10月に支払います。

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 通院証明書
- ・ 口座振替申出書

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(7) 障害年金

国民年金及び厚生年金に加入している間に初診日のある病気や怪我で、1、2級相当（厚生年金加入者のみ3級相当も含む）の障害がある場合に支給を受けることができます。

※ここでの障害等級は障害者手帳の等級とは必ずしも一致しません。また、障害者手帳を所持していることが支給要件ではありません。

〈 対 象 者 〉

- ① 20歳以上で1、2級相当（厚生年金加入者のみ3級相当も含む）の障害のある者
- ② 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること

〈 支 給 額 〉

・ 障害基礎年金

〈1級〉 972, 250円＋子の加算

〈2級〉 777, 800円＋子の加算

・ 障害厚生年金

〈1級〉 報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額

〈2級〉 報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額

〈3級〉 報酬比例の年金額（最低保障額 583, 400円）

※上記年金額は令和4年度の年金額です。

〈 相談窓口 〉「障害基礎年金関係」・・・市民課国保年金係（Tel 72－6123）

「障害厚生年金関係」・・・最寄りの年金事務所（要予約）

4 補装具・福祉用具・住宅改修に関すること

(1) 補装具の交付・修理

身体障害者（児）、難病患者の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、補装具の交付・修理をしています。

〈 品 目 〉

障 害 別	品 目
視覚障害者	義眼、眼鏡、盲人安全つえ
聴覚障害者	補聴器
肢体不自由者	義手、義足、装具（上肢、下肢、体幹）、 <u>車いす、電動車いす、</u> <u>歩行器、歩行補助つえ</u> 、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

※ 下線については、介護保険制度が優先となります。ただし、場合によっては給付の対象になることがあります。

〈 費用負担 〉 補助基準内での1割負担（市町村民税非課税者等については無料）

※ 各用具には一般的な用具が購入できるよう、基準額を設定しています。
基準額を超えた部分は、全額自己負担となります。

※ 補装具のなかには、岡山県身体障害者更生相談所の判定が必要なものがあります。

* 岡山県身体障害者更生相談所

場 所：きらめきプラザ1階（岡山市北区南方2丁目13-1）

相談日：毎月第1・2・4水曜日（事前に予約が必要）

* 巡回更生相談

毎年場所・相談日等が変わります。

詳しくは市報をご確認ください。

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係（TEL 7 2 - 6 1 2 6）

(2) 難聴児補聴器購入補助金

聴覚障害児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を補助します。

〈 対象者 〉 ①新見市内に住所を有し、市町村民税所得割額が46万円以上の人がない世帯に属する18歳未満の人

②両耳の聴力レベルが30dB以上で身体障害者手帳の交付対象ではない人

※医師が装用の必要を認めた場合は、30dB未満であっても対象

〈 補助金額 〉 補聴器購入費の2/3

※ 補聴器の種類により基準額を設定しております。

補助基準額を超えた部分については、全額自己負担となります。

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係（TEL 7 2 - 6 1 2 6）

(3) 在宅医療機器購入補助金

〈対象者〉 在宅の重度身体障害者又は寝たきりの高齢者で医師が必要と認める者
(健康状態の保持・増進のため)

〈対象機器〉 ネブライザー(吸入器)及び小型卓上吸引器

〈補助金額〉 購入金額の1/2以内とし、上限をネブライザー
20,000円、卓上小型吸引器35,000円とする。

〈相談窓口〉 福祉課障害者福祉係 (TEL 72-6126)

(4) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者(児)、難病患者の日常生活をしやすいするために、日常生活用具の給付を行っています。

〈種類、基準額及び対象者〉

(単位:円)

区 分	種 類	基準額	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台 *	154,000	下肢・体幹2級以上、難病患者
	特殊マット *	19,600	下肢・体幹1級(児童は2級以上)、重度知的障害者(児)、難病患者
	特殊尿器 *	67,000	下肢・体幹1級(要 常時介護)、難病患者
	簡易浴槽 *	58,000	下肢・体幹2級以上
	入浴担架	82,400	下肢・体幹2級以上
	体位変換器 *	15,000	下肢・体幹2級以上、難病患者 (下着交換時に介助を要する者)
	移動用リフト *	159,000	下肢・体幹、難病患者
	車椅子用段差昇降機	500,000	下肢・体幹2級以上
	訓練いす	33,100	障害児(下肢・体幹)
	訓練用ベッド	159,200	下肢・体幹、難病患者
自立生活支援用具	入浴補助用具 *	90,000	下肢・体幹、難病患者 (入浴時に介護を要する者)
	便器 * (手すりを5,400円加算)	4,450	下肢・体幹2級以上、難病患者
	T字状・棒状のつえ	5,300	平衡・下肢・体幹
	移動・移乗支援用具 *	60,000	平衡・下肢・体幹、難病患者
	頭部保護帽 (既製品は、80%の範囲内)	36,750	平衡・下肢・体幹 てんかんの発作等により頻発に 転倒する知的障害児(者)・精神 障害者

自立生活支援 用具	特殊便器	151,200	上肢2級以上、重度知的障害者（ 児）、難病患者
	火災警報器	15,500	障害種別に関わらず火災発生の 感知・避難が困難（2級以上）な 障害者、難病患者
	自動消火器	28,700	
	電磁調理器	41,000	視覚2級以上、重度知的障害者
	視覚障害者用はかり （音声式）	21,000	視覚2級以上
	歩行時間延長信号機用小型 送信機	7,000	視覚2級以上（原則、学齢児以上 ）
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚2級以上（原則、学齢児以上 ）
在宅療養等支 援用具	透析液加温器	51,500	腎臓
	ネブライザー（吸入器）	36,000	呼吸器3級又は同程度の身障者、 難病患者
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器3級又は同程度の身障者、 難病患者
	吸入器付吸引器	56,400	呼吸器3級又は同程度の身障者、 難病患者
	酸素ボンベ運搬車	17,000	在宅酸素療法者
	視覚障害者用体温計 （音声式）	9,000	視覚2級以上
	視覚障害者用体重計	18,000	視覚2級以上
	視覚障害者用血圧計	15,000	視覚2級以上
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	157,500	難病患者
情報・意思疎 通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声言語機能障害若しくは肢体不自 由であって発声発語に著しい障害を 有する者（原則、学齢児以上）又は、 知的障害であって、コミュニケーションに障害がある者
	情報・通信支援用具※	100,000	上肢機能障害又は視覚障害であ ってパソコン所有者（原則、学齢 児）
	点字ディスプレイ	383,500	視覚と聴覚の重複重度障害 （原則、視覚2級以上+聴覚2級 以上で学齢児以上）

情報・意思疎通支援用具	点字器	10,400	視覚2級以上（原則、学齢児以上）
	点字タイプライター	63,100	視覚2級以上（就学・就労見込み者）
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800	視覚2級以上（原則、学齢児以上）
	視覚障害者用活字文書読上装置	115,000	視覚2級以上（原則、学齢児以上）
	視覚障害者用音声色彩判別装置	42,000	視覚2級以上
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚（原則、学齢児以上）
	視覚障害者用時計	13,300	視覚2級以上（原則、学齢児以上）
	聴覚障害者用通信装置	128,000	聴覚（原則、学齢児以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚（原則、学齢児以上）
	人工喉頭（電池・充電器込）	70,100	喉頭摘出者（原則、3歳以上）
	福祉電話（貸与）	83,300	聴覚障害又は外出困難者
	ファックス（貸与）	7,700	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）		視覚（原則、学齢児以上）
	点字図書		視覚
	人工内耳用電池	電池 2,000／月 充電機 7,650 充電器 12,600	人工内耳装用者
排泄管理支援用具	ストマ装具 紙おむつ等 （紙おむつ、洗腸用具、サランガーゼ等衛生用品）	尿路系 11,300／月 消化器系 8,600／月 紙おむつ 12,000／月	ストマ造設者 高度の排便機能障害者（児）、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者（児）高度の排尿機能障害者（児）
	収尿器 （ラテックス又はゴム製）	8,500	高度の排尿機能障害者（児）

住宅改修費	居宅生活動作補助用具 *	200,000	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性の脳病変、難病患者
-------	--------------	---------	------------------------------

備考

- (1) *印は、介護保険対象品目（介護保険が優先になります）
- (2) 対象者は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、療育手帳を所持する知的障害者、児童福祉法第4条第2項に規定する身体に障害のある児童又は知的障害のある児童、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神疾患のある者、障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等で、在宅の者とする。
- (3) 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

〈利用負担〉原則1割負担（市町村民税非課税者等については無料）

※ 各用具には一般的な用具が購入できるよう、基準額を設定しています。基準額を超えた部分は、全額自己負担となります。

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（Tel 72-6126）

ほほえみ広場にいみ（Tel 71-2166・71-1022）

（5）高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業

高齢者及び重度身体障害者（児）の居宅における日常生活を容易にするとともに介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改造する場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成します。

必ず事前にご相談ください。

〈対象者〉本人の住民税が非課税で次に該当する場合

- ①介護保険で要支援または要介護と認定された人
- ②重度身体障害者（児）（肢体不自由障害1級～2級）

〈対象箇所〉①手すりの取付け

- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他「①から⑤」の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ただし、住宅の新築、増築及び全面的な建替工事や事業の目的外、目的以上の改造は対象から除きます。

〈助成額〉対象工事費の3分の2以内

ただし、33万3千円を限度とします。

同一住宅の改造は原則として1回限りです。

〈相談窓口〉高齢者支援課高齢者福祉係（Tel 72-6125）

5 税金に関すること

本人又は配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合には控除や免除が受けられます。

(1) 所得税

〈対象等〉

区 分	対象者	控除額
障害者控除	身障3～6級、知障中・軽度、精神2～3級	27万円
特別障害者控除	身障1・2級、知障重度、精神1級	40万円
同居特障控除	控除対象者が同居の特別障害者	75万円

〈相談窓口〉新見税務署 (Tel 72-0951)

(2) 市民税

〈対象等〉

区 分	対 象 者	控除額
障害者控除	身障3～6級、知障中・軽度、精神2～3級	26万円
特別障害者控除	身障1・2級、知障重度、精神1級	30万円
同居特障控除	控除対象者が同居の特別障害者	53万円

前年所得が135万円以下の障害者は非課税になります。

※障害者手帳を持たない人でも控除を受けられる場合があるので、ご相談下さい。

〈相談窓口〉税務課市民税係 (Tel 72-6117)

(3) 自動車税・環境性能割・軽自動車税

障害者本人が所有し（18歳未満の身体障害者と生計を一にする人、又は精神障害者、知的障害者と生計を一にする人が所有する場合も含む）、もっぱら障害のある人のために使用する自動車について免除されます。

〈 障害の範囲 〉

障害の区分	本人が運転をする場合	生計を一にする人が運転する場合
視覚障害	1～3級及び4級の一部	1～3級及び4級の一部
聴覚障害	2・3級	2・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(気管を開口している人)	3級(気管を開口している人)
上肢不自由	1・2級	1・2級
下肢不自由	1～6級	1～3級
体幹不自由	1～3級及び5級	1～3級
内部障害	1級～3級	1級～3級
知的障害	重度（療育手帳A）	重度（療育手帳A）
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級でかつ自立支援医療費の支給認定を受けている人。	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級でかつ自立支援医療費の支給認定を受けている人。

〈 対象となる自動車等 〉

身体障害者等の状況		自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	本人	特に問わない
		本人	生計を一にする人	身体障害者等の通学、通院等又は生業のため専ら使用すること。 (本人運転の場合は特に問わない)
	18歳未満	本人または 生計を一にする人	本人	
			生計を一にする人	
精神障害者又は 知的障害者		本人または 生計を一にする人	本人	
			生計を一にする人	

※生計を一にする人の場合は通学・通院等の証明書が必要です。(自動車税)

単身で生活する障害者を介護する人の場合は、運行計画書・証明書・誓約書等が必要です。(自動車税)

〈 自動車税 相談窓口 〉 岡山県備中県民局税務部 (Tel 086-434-7071)

〈 軽自動車税 相談窓口 〉 税務課市民税係 (Tel 72-6117)

※自動車税・軽自動車税の減免については、当該障害者1人について、いずれか1台が対象となります。

※備中県民局新見地域事務所では受付出来ません。倉敷の備中県民局へお問い合わせください。

(4) 相続税

85歳未満で財産を相続した場合、相続税から控除が受けられます。

〈対象等〉

区 分	対 象 者	控除額
障害者控除	身障3～6級、知障中・軽度、精神2～3級 その障害者が満85歳になるまでの年齢1歳につき	10万円
特別障害者控除	身障1・2級、知的重度、精神1級 その障害者が満85歳になるまでの年齢1歳につき	20万円

〈相談窓口〉新見税務署（Tel 72-0951）

(5) 個人事業税

重度の視覚障害者が行うあんま、マッサージ、はり、柔道整復等医療に関する事業を個人で行う場合非課税になります。

〈相談窓口〉岡山県備中県民局税務部（Tel 086-434-7058）

(6) 少額貯蓄非課税制度

銀行、郵便局の預貯金について、下記に該当する場合はマル優制度が利用でき、元本350万円を限度として、利子が非課税になります。

〈対象者〉

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② 療育手帳の交付を受けている人
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ④ 障害年金等を受給している人

〈相談窓口〉金融機関、郵便局

(7) 固定資産税

障害者が居住する建物で、次の要件をすべて満たすものについて、固定資産税の減額措置が受けられます。(バリアフリー改修軽減措置)

〈対象等〉

対象	減額内容
●令和8年3月31日までの間に、補助金等を除く自己負担が50万円以上の次の改修工事をしたもの（いずれか1つ以上） ① 廊下の拡張 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良 ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 引き戸への取替え ⑧ 床表面の滑り止め化	●改修工事が完了した日の翌年の固定資産税を減額 ●該当建物の固定資産税相当額から、3分の1に相当する額を減額 ●床面積100㎡分までが限度

※ 新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、改修工事後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下かつ居住部分の割合が2分の1以上が対象です。

※ 増築を伴う場合は、既存部分に施工した上記の工事内容が減額の対象となります。

※ バリアフリー改修減額を受けられるのは1回のみです。

〈申告〉

・改修工事完了後3ヵ月以内に、書類を市税務課に提出してください。

- ① バリアフリー改修固定資産税減額申告書
- ② 工事明細書（内訳書や見積書等、工事内容と金額がわかるもの）
- ③ 写真（改修前、改修後のもの）

〈相談窓口〉税務課資産税係（TEL 72-6117）

6 公共料金等に関すること

(1) NHK放送受信料の免除

日本放送協会（NHK）受信料について、下記に該当する場合は、免除されます。申請に当たっては、福祉事務所長の証明が必要ですので、該当する人は下記窓口にお越しください。

☆H20年10月～免除基準が変わっています。

〈対象者世帯〉①全額免除

身体・知的・精神障害者のいずれかが世帯構成員であり、世帯全員が
市民税非課税の世帯

②半額免除

下記に該当する障害者手帳の交付を受けている方が世帯主でかつ受信
契約者である世帯

- ・ 視覚障害者又は聴覚障害者
- ・ 重度（1級、2級）の身体障害者
- ・ 重度（A判定）の知的障害者
- ・ 重度（1級）の精神障害者
- ・ 重度（特別項症から第1款症）の戦傷病者

〈必要書類等〉

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- ・ 印鑑

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係（TEL 7 2 - 6 1 2 6）

(2) 公共施設等での割引サービス

障害者手帳を所持する方は、その手帳の種別や等級に関係なく市内公共施設にて、下記の割引サービス等を受けることができます。

対 象 施 設	問い合わせ先	サービス内容			
げんき広場にいみ (上市15-1)	71-2168	種 別	1 日利用券	プール券	ジム・スタジオ券
		一時利用	550円 (1, 100 円)	350円 (700 円)	350円 (700 円)
		会員利用	月額 5, 292円 (6, 480円)		
			年額 58, 212円 (71, 280円)		
※ () 内は通常の料金					
新見美術館 (西方361)	72-7851	観覧料：本人と介護者1名は半額			
猪風来美術館 (法曾609)	75-2444	観覧料：本人と介護者1名は半額			
大佐山田方谷記念館 (大佐小南323-3)	98-4059	入館料：無料			
新見千屋温泉 (千屋花見1336-5)	77-2020	入浴料： 300 円割引			
大佐風の湯温泉 (大佐小阪部2248-1)	98-9590	入浴料： 200 円割引			
神郷温泉 (神郷高瀬3188-1)	93-5106	入浴料：本人と介護者1名につき300円ずつ割引			
井倉洞 (井倉409)	75-2224	入場料：半額			
満奇洞 (豊永赤馬2276-2)	74-3100	入場料：中学生以上500円 小学生以下無料			
いぶきの里スキー場 (千屋花見1336-1)	77-2266	各料金：子ども・シニア料金と同額			
大佐 B&G 海洋センター (大佐小阪部2248-1)	98-3700	各料金：半額			

※サービス内容等は変更することがありますので、詳しい内容は直接対象施設へお問合せください。

7 交通料金に関すること

(1) JR運賃の割引

〈対象者〉①身体障害者手帳を所持する人

②療育手帳を所持する人

第1種身体障害者（下表）、療育手帳A所持者については、その介護者1人についても適用します。

第1種身体障害者

障害の区分	障害の程度
視覚障害	1～3級及び4級の一部
聴覚障害	2・3級
上肢不自由	1級、2級の一部
下肢不自由	1・2級及び3級の一部
体幹不自由	1～3級
内部障害	1～4級（ぼうこう・直腸機能障害は3級まで）

第2種身体障害者 上記に該当しない身体障害者

〈割引率〉

障害程度	距離	介護者	乗車券	急行券	定期券
第1種身障・療育A	制限なし	本人と同じ	5割引	5割引	5割引
第2種身障・療育B	101km以上	—	5割引	—	—

※ 単独で乗車される場合には、第1種身体障害者であっても、第2種の人と同じ扱いになります。

※ 12歳未満の人が、定期券を購入する場合は、第2種身体障害者・療育手帳B所持者であっても、その介護者の定期券が5割引になります。（小児定期乗車券については、第1種身体障害者・療育手帳A所持者であっても、適用はありません。）

※ 割引資格の確認のため、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

《自動券発売機による乗車券の購入》

近距離用自動券発売機で発売される普通片道乗車券で、目的地までの所要区間の小児乗車券を購入してください。その場合、必ず係員のいる改札口をお通りいただき、手帳をご提示ください。

なお、片道101キロ以上の場合は窓口で相談してください。

〈相談窓口〉JR 新見駅（TEL0570-00-2486）

(2) バス運賃の割引

〈 対 象 者 〉 ①身体障害者手帳を所持する人

②療育手帳を所持する人

③精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）を所持する人

※第1種身体障害者（前ページ参照）及び療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者については、その介護者1人についても適用

〈 割引率 〉 JR運賃の割引に準ずる（5割引）（定期券3割引）

※各種手帳を提示して、乗車券等を購入又は運賃を支払ってください。

〈 相談窓口 〉 各バス会社

(3) 航空運賃の割引

〈 対 象 者 〉 ①身体障害者手帳を所持する人

②療育手帳を所持する人

③精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）を所持する人

④戦傷病者手帳

※ 適用となるのは、国内線のみ

※ 手帳所持者が12歳以上で、同一便に搭乗する介護者（1人まで）が利用できます。

※ 手帳所持者が小児（3歳以上12歳未満）で、他の運賃を利用する場合でも、介護者は制度を利用できます。

※ 手帳所持者が座席を使用しない幼児（3歳未満）の場合は、介護者は制度を利用できません。

〈 割 引 率 〉 路線等により異なるため、各航空会社へお問合せください。

〈 相談窓口 〉 各航空会社

(4) タクシー運賃の割引

〈 対 象 者 〉 ①身体障害者手帳を所持する人

②療育手帳を所持する人

〈 割 引 率 〉 1割引

※乗車時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

〈 相談窓口 〉 各タクシー会社（岡山県タクシー協会加盟のもの）

(5) 有料道路通行料金の割引

〈対象者〉身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている場合で

- ① 身体障害者が自ら運転し、本人又は生計を同じくする人が所有する乗用車等
 - ② 身体障害者手帳第1種又は療育手帳A所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用車等で、本人又は生計を同じくする人が所有するもの
- なお、ETC利用の場合は障害者1人につき1台とし、営業用自動車は除きます。

***身体障害者手帳「第2種」の人は、本人が運転する場合のみ**

〈割引率〉5割引

〈有効期間〉2年間（申請日から2回目の誕生日まで）

〈必要書類等〉

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 車検証
- ・ 免許証（第1種の方は不要）
- ・ ETC利用の場合は ETCカード（本人名義・未成年の場合は保護者名義）
- ・ “ ” ETC車載器セットアップ申込書証明書

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(6) タクシー利用助成事業

〈対象者〉新見市へ住民登録があり、かつ運転免許証を保有していない人で次のいずれかに該当する人

- ① 75歳以上
- ② 要介護1以上
- ③ 身体障害者手帳1級または2級所持者
- ④ 療育手帳A所持者
- ⑤ 精神保健福祉手帳1級所持者

〈利用方法〉

- ・ 1枚500円として使用できる助成券を1カ月当たり6枚交付します。
- ・ 新見市の指定を受けたタクシー会社で利用ができます。
- ・ 1回の利用で複数枚使用できますが、お釣りは出ません。
- ・ 1回の利用が500円未満の場合は助成券を使用できません。
- ・ 対象は、新見市内から出発または新見市内に到着するタクシーです。

〈必要書類〉

- ・ 申請書（福祉課または各支局、市民センター窓口にあります。市のホームページからでもダウンロード可能です。）
- ・ 本人の顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・ 運転免許の返納を証明するもの（例：おかやま愛カード、運転経歴証明書、取消証明書）
- ・ 対象となる資格を証明する各種手帳など

〈相談窓口〉高齢者支援課高齢者福祉係（TEL 72-6125）

8 移動に関すること

(1) 移動支援事業

買い物や各種行事へ参加するための外出時に移動の支援が必要な障害者（児）、難病患者の移動を支援します。

1. 個別支援

〈対象者〉視覚障害者・知的障害者・重度身体障害者・難病患者

〈利用単価〉

区 分	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以後30分 あたり
身体介護を伴う	2,300円	4,000円	5,800円	820円
身体介護を伴わない	800円	1,500円	2,250円	750円

〈利用料〉上記単価の原則1割（市町村民税非課税者等については無料）

〈事業所〉・新見市社会福祉協議会（金谷640-1 TEL72-7306）
 ・福祉タクシーオレンジ（神郷下神代5038 TEL92-6430）
 ・移動支援 やまぶき（高尾569-2 TEL88-8141）
 ・居宅介護事業所 みずほ（西方4160 TEL72-5647）

〈相談窓口〉ほほえみ広場にいみ（TEL71-2166・71-1022）
 福祉課障害者福祉係（TEL72-6126）

2. 福祉車両の貸し出し

重度身体障害者を移送するための福祉車両の貸し出しを行っています。

〈対象者〉重度身体障害者、難病患者

〈利用料〉燃料代実費

〈事業所〉新見市社会福祉協議会（TEL72-7306）

〈相談窓口〉ほほえみ広場にいみ（TEL71-2166・71-1022）
 福祉課障害者福祉係（TEL72-6126）

(2) 福祉有償運送

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制約のある方に対して、通院・通学等の日常外出だけでなく、行楽・余暇活動等生活の質と範囲を広げる手助けとして、低料金で、福祉車両で送迎をするサービスです。利用するためには、事業者への事前の登録が必要です。

〈対象者〉

他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であり、次のいずれかに該当する方及び付添人。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 介護保険法による要支援又は要介護認定を受けている方
- ③ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害を有する方

〈対象事業所〉

事業所名	住所	電話
NPO法人 NPOきらめき広場	哲西町矢田3604	88-8112
NPO法人 新見地区腎友会	西方450	72-8183
一般社団法人 花つばき	高尾232-2	71-3030

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(3) 福祉車両購入支援事業

身体障害者の介護のため、身体障害者が乗降しやすい座席を有している車両又は車椅子等のまま乗降できる装置を設けた車両を購入又は、架装に要する経費の一部を補助する制度です。

〈対象者〉① 新見市に住所を有する者

- ② 身体障害者手帳を所持し、車椅子、ストレッチャーを使用しなければ移動が困難と認められる者又はその障害者と生計を一にする介護者
- ③ 対象者の属する世帯全員の前年の所得税額が、更生医療の給付又は補装具の交付もしくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領の別表に定める階層区分D10以下であること
- ④ 対象者の属する世帯全員が、自動車税及び市県民税の滞納がないこと

〈助成限度額〉20万円

〈必要書類等〉

- ・ 対象経費の見積書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 対象者の属する世帯全員の前年の所得税額を証する書類
- ・ 対象者の属する世帯全員の自動車税及び市県民税の納税証明書

※福祉有償運送を行う法人も補助の対象になります。詳しくはお問い合わせください。

〈相談窓口〉福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(4) 自動車改造支援事業

低所得世帯の重度身体障害者（上下肢又は体幹機能障害者）が、自らが所有し、運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する必要があるときに助成されます。

〈助成限度額〉 20万円 ただし、所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人

〈必要書類等〉 ・身体障害者手帳

・改造を行う業者の見積書

・運転免許証

〈相談窓口〉 福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(5) 自動車運転免許取得支援事業

自動車運転免許の取得にかかる費用の一部が、次の各号に該当する場合に助成されます。

〈対象者〉

① 身体障害者手帳を所持している人で免許の取得により、就労等が見込まれる人

② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による助成を受けていない人

〈助成限度額〉 15万円 ただし、免許取得に直接要した費用の3分の2以内

〈必要書類等〉 ・身体障害者手帳

〈相談窓口〉 福祉課障害者福祉係（TEL 72-6126）

(6) 駐車禁止除外指定車標章の交付（駐車ステッカー）

障害をもっている人又はその介護人が運転する場合に、駐車禁止指定区域内でも他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標章が申請により、交付されます。ただし、公安委員会が指定する駐車禁止場所に限られます。

〈対象者〉 ①視覚障害 1～3級及び4級の一部

②聴覚障害 2級及び3級

③体幹、平衡機能障害、及び心臓等内部障害3級以上

④肢体不自由 下肢：4級以上、上肢：1級及び2級の一部

⑤知的障害 A判定

⑥精神障害 1級

〈必要書類等〉

・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

・運転免許証

・車検証

・印鑑

・手数料

新規の場合 1,800円（ケース代、送料）

更新の場合 1,200円（送料）

※新見市社会福祉協議会で手続きをする場合は必要。又、直接新見警察署で手続きをする場合は無料。

〈 相談窓口 〉 新見市社会福祉協議会 (Tel 7 2 - 7 3 0 6)
新見警察署 (Tel 7 2 - 0 1 1 0)

(7)「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

身体に障害がある人などが車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用しやすいように、専用の駐車場利用証を交付する制度です。本人が運転する場合だけではなく、本人が介護者の車に同乗している場合も利用できます。

〈 対 象 者 〉

使用区分	障害の状況等
視覚障害	1～4級
平衡機能障害	3級・5級
肢体不自由（上肢）	1～2級
肢体不自由（下肢）	1～6級
下肢不自由（体幹）	1～3級及び5級
運動機能障害（上肢）	1～2級
運動機能障害（移動）	1～6級
内部障害	1級～4級
知的障害	療育手帳A
精神障害	1級
要介護者	要介護1～5
難病患者	難病に罹っている方

※聴覚障害と音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害は対象外です。

〈必要書類等〉

- ・ 手帳等障害の程度が確認できるもの
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 難病の特定疾患の受給者証

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係 (Tel 7 2 - 6 1 2 6)

9 障害福祉サービスに関すること

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスとして、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定されます。

(1) サービス内容

1. 介護給付

1. 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
2. 重度訪問介護
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
3. 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
4. 重度障害者包括支援
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
5. 同行援護
視覚障害のため移動が困難な人の外出時における援助を行います。
6. 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気などの場合に短期間、夜間を含めて施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。
7. 療養介護
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
8. 生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は、生産活動の機会を提供します。
9. 施設入所支援
施設に入所する人に、夜間、休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

2. 訓練等給付

1. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
2. 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
3. 就労継続支援（A型）（B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

4. 就労定着支援

障害者の就労の継続を図るための必要な支援を行います。

5. 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。

6. 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

3. 障害児通所給付

1. 児童発達支援

療育が必要な未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

2. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対して、児童発達支援及び治療を行います。

3. 放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた就学中の障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

4. 居宅訪問型児童発達支援

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

5. 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設へ通う障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

4. 計画相談支援給付費

1. サービス利用計画

障害福祉サービスの申請等に係る障害者又は障害児の保護者の状況、サービスの利用に関する意向等記載したサービス等利用計画案を作成。支給決定後事業所等との連絡調整等の便宜を供与するとともにサービス利用計画を作成する。

2. 障害児相談支援

通所サービスの申請等に係る障害児又はその保護者の状況、サービスの利用に関する意向等を記載した障害児支援利用計画案の作成。支給決定後事業所等との連絡調整等の便宜を供与するとともに障害児支援利用計画を作成する。

3. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者等に居住の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行う。

4. 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(2) 利用者負担

障害福祉サービスの定率負担（サービス事業費の1割）は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯		0円（負担はありません）	
低所得	区市町村民税非課税世帯		0円（負担はありません）	
一般1	区市町村民税課税世帯	（障害者の場合） 所得割16万円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円	
		（障害児の場合） 所得割28万円未満 ※20歳未満の施設入所利用者を含みます。	通所支援、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
			入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円	

(3) 市内事業所一覧

《 障害者 》

事業所	住所	電話番号	提供サービス
ケアホームしんごう	神郷下神代 1388-1	92-6311	共同生活援助
神郷の園	神郷下神代 1957	92-6311	生活介護 短期入所 施設入所支援
相談支援事業所 神郷の園			計画相談支援
障害者支援施設 大佐荘	大佐田治部 3245	98-3111	生活介護 施設入所支援
大佐荘短期入所事業所			短期入所
岡山県健康の森学園就労継続支援事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995	就労継続支援（Ｂ型）
岡山県健康の森学園障害者支援施設			施設入所支援 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援（一般型） 就労定着
健康の森学園短期入所事業所			短期入所
健康の森学園共同生活援助事業所			共同生活援助
健康の森学園相談支援事業所	金谷 640-1 新見市地域福祉センター内	72-3053	計画相談支援
グループホーム阿新	正田 3-3	71-2122	共同生活援助
福祉ワークセンター阿新			就労継続支援（Ｂ型）
１００万回のサアーたいへん	哲多町田淵 1623-2	96-3331	就労継続支援（Ｂ型）
新見中央病院	新見 827-1	72-2110	短期入所（医療型）
生活介護 やまぶき	高尾 569-2	88-8141	生活介護
相談支援事業所 やまぶき	高尾 2470-5	72-4244	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
自立生活援助 やまぶき			自立生活援助
新見市社会福祉協議会	金谷 640-1 新見市地域福祉センター内	72-7306	居宅介護（基準該当） 生活介護（基準該当）

事業所	住所	電話番号	提供サービス
哲西荘デイサービスセンター	哲西町矢田 4351	94-3533	生活介護（基準該当）
哲西福祉会訪問介護事業所			居宅介護（基準該当）
相談支援事業所 ひなた	西方 4160 E フラット 1F	72-5647	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
居宅介護事業所 みずほ			居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ヘルパーステーション なかまち	新見 832-2	71-2985	居宅介護

《 障害児 》

事業所	住所	電話番号	提供サービス
スマイル	高尾 2488-13	72-2522	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
もりっこ	金谷 640-1 新見市地域福祉センター内	72-3053	児童発達支援 放課後等デイサービス

〈 相談窓口 〉 福祉課障害者福祉係（TEL 7 2 - 6 1 2 6）

10 そのほかのサービスに関すること

(1) 相談支援事業

一般的な日常生活の相談から個々の状況に応じた各種相談を、専門の職員が受けています。相談料は無料です。

1. 一般的な相談事業

- 〈 主 な 内 容 〉・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
 - ・社会生活力を高めるための支援
 - ・専門機関の紹介

〈 対 象 者 〉各障害者全て、難病患者

2. 権利擁護等に関する相談

成年後見制度などの利用支援を行います。

〈 対 象 者 〉知的障害者・精神障害者、難病患者

3. 住宅入居支援

民間住宅への入居が困難な障害者に対して必要な調整や相談助言を行います。

〈 対 象 者 〉知的障害者・精神障害者、難病患者

4. 自立支援協議会

新見市内を圏域として、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として「新見市障害者自立支援協議会」を設置しています。

この協議会では、障害者支援に関する関係機関等で構成し、ケース検討会議、相談支援体制の拡充のためのネットワークの構築、社会資源の開発や改善、サブ協議会の設置や運営を行います。

〈 相談窓口 〉ほほえみ広場にいみ (TEL 71-2166・71-1022)
福祉課障害者福祉係 (TEL 72-6126)

(2) 意思疎通支援事業

聴覚障害者の意思疎通を支援するため通訳者等を派遣します。

1. 手話通訳者派遣事業

2. 要約筆記者派遣事業

〈 対 象 者 〉聴覚障害者、難病患者

〈 利 用 料 〉無料

〈 派遣団体 〉1. 岡山県聴覚障害者福祉協会
2. 岡山県要約筆記団体連絡会

〈 相談窓口 〉ほほえみ広場にいみ (TEL 71-2166・71-1022)
福祉課障害者福祉係 (TEL 72-6126)

(3) 訪問入浴サービス事業

在宅で自ら入浴することができない障害者に対して、訪問による入浴サービスを行います。

- 〈対象者〉重度な身体障害者
- 〈基準額〉13,780円／1回
- 〈利用負担〉原則1割（生活保護世帯の場合は0円）
- 〈事業所〉新見市社会福祉協議会（Tel 72-7306）

(4) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者の地域生活を支援するため、居住場所や生活支援を行います。

- 〈基準額〉23,000円以内／1月
- 〈利用負担〉原則1割（生活保護世帯の場合は0円）
- 〈利用施設〉吉備の里 希望（吉備中央町）
- 〈相談窓口〉ほほえみ広場にいみ（Tel 71-2166・71-1022）
福祉課障害者福祉係（Tel 72-6126）

(5) 地域活動支援センター事業

1, I型

日中の活動の場を提供します。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成、障害に関する理解促進や普及啓発を行います。

- 〈利用負担〉原則無料

※事業メニューにより、教材費や原材料費が必要な場合があります。

- 〈利用場所・窓口〉ほほえみ広場にいみ（Tel 71-2166・71-1022）

2, III型

軽作業を中心とした日中活動の場を提供します。

- 〈利用負担〉原則無料

※事業メニューにより、教材費や原材料費が必要な場合があります。

- 〈利用事業所〉つつじ憩いの家（高尾2488-13
ほほえみ広場2階 Tel 72-4231）
かがやきハウス風の音（新見837 Tel 72-2080）
- 〈相談窓口〉ほほえみ広場にいみ（Tel 71-2166・71-1022）

(6) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者や家族の就労支援や介護者の一時的な休息を支援します。(事前の登録と予約が必要です。)

〈 基 準 額 〉

区 分	3時間まで	以降1時間毎の加算額
重度障害者等	3,000円	1,000円
上記以外の障害者等	2,400円	800円

重度障害者等：1級、2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳並びに1級の精神保健福祉手帳を所持する障害者等及び市長が特別に認めたもの

〈 送迎加算 〉

片道あたり	540円
-------	------

〈 利用負担 〉 原則1割(市町村民税非課税者等については無料)

〈対象事業所〉

事業所名	住 所	電 話
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部3245	98-3111
岡山県健康の森学園短期入所事業所	哲多町大野2034-5	96-2995
NPO法人風の音 かぜのおと	事務所：新見837 実施場所：高尾2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2080
NPO法人color そらのいろ	高梁市伊賀町8	0866-22-3611
神郷の園	神郷下神代1957	92-6311
NPO法人発達支援ネットワーク つむぎ	高梁市横町1072-1	0866-56-0011
やまぶき	高尾569-2	88-8141

〈 相談窓口 〉 ほほえみ広場にいみ (Tel 71-2166・71-1022)
福祉課障害者福祉係 (Tel 72-6126)

(7) 社会参加促進事業

1. スポーツ大会開催事業

スポーツ・レクリエーション大会活動を通じて、障害者の体力保持や交流、余暇活動を支援します。

〈 開催時期 〉 毎年10月下旬

〈 開催場所 〉 新見市憩いとふれあいの公園

〈 申 込 み 〉 新見市身体障害者福祉協会事務局(新見市社会福祉協議会内)

〈 参 加 料 〉 無料

2. 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な方へ、音訳した広報紙（CD）を提供します。CDレコーダーの貸し出しも行っています。

〈対象者〉視覚障害者

〈利用負担〉無料

〈事業所〉声の市報にいみの会

〈相談窓口〉ほほえみ広場にいみ (TEL 71-2166・71-1022)
福祉課障害者福祉係 (TEL 72-6126)

3. 手話奉仕員養成講座

聴覚障害者とのコミュニケーションを支援する手話奉仕員を養成するための講座を開催します。

〈受講料〉1,000円（教材費等3,000円程度は実費負担）

〈事業所〉新見市社会福祉協議会 (TEL 72-7306)

(8) 郵便等による投票

身体の重い障害などにより投票に行けない人が、自宅等で投票し、郵便等で投票する制度があります。ただし、事前の手続きが必要です。

〈対象者〉

○身体障害者手帳

- ・下肢、体幹、移動機能 … 1級又は2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能 … 1級又は3級
- ・肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 … 1級から3級

○戦傷病者手帳

- ・下肢、体幹 … 特別項症から第2項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓… 特別項症から第3項症

○介護保険被保険者証の要介護状態区分

- ・要介護5

※さらに上肢又は視覚に障害のある方は、代理記載人による代筆ができる場合があります。

〈相談窓口〉 新見市選挙管理委員会事務局 (TEL 72-6152)

11 各種相談窓口に関すること

消費生活に関する相談

県と市町村では、架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談を行っています。

【トラブルに遭わないために】

- 断るときは、キッパリ「いいません」
- 契約を迫られたら、その場で決めない
- 契約する前に名称などを確認して

〈相談窓口〉新見市役所（ふれあい会館会議室）

〈相談日程〉毎月第1木曜日 10時30分 ～ 15時

定期相談日以外での相談は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

連絡先：岡山県消費生活センター TEL（086）226-0999

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とそのご家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とそのご家族はもちろん、市町村・医療機関などの関係機関からの相談に応じます。

〈相談日程〉月曜日 ～ 金曜日 8時30分 ～ 17時15分（年末年始・祝日を除く）
※ホームページ内の専用フォームで24時間受付

〈場所〉岡山市北区祇園866

（旭川荘療育・医療センター4号棟1階 地域療育センター内）

〈連絡先〉TEL（086）275-4518

FAX（086）275-9323

各 種 相 談 窓 口 一 覧

区 分	名 称		電 話	住 所	備 考
国	日本年金機構 高梁年金事務所		0866-21-0570	高梁市旭町 1393-5	年金 健康保険
県	備北保健所 新見支所 (県民局 新見地域事務所)		7 2 - 5 6 9 1	高尾 2400	保健相談
	備中県民局	福祉振興課 障害福祉班	086-434-7056	倉敷市羽島 1083	市窓口支援
		税務部	086-434-7011		自動車税減免
	身体障害者更生相談所		086-235-4577	岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ内	身体障害者手帳 補装具
	倉敷児童相談所 知的障害者更生相談所 倉敷支所		086-421-0991	倉敷市美和 1-14-31	療育手帳
	精神保健福祉センター		086-201-0850	岡山市北区厚生町 3-3-1	精神障害者保健 福祉手帳 精神通院
市役所	本 庁	福祉課 障害者福祉係	7 2 - 6 1 2 6	新見 310-3	総合窓口
		高齢者支援課	7 2 - 6 1 2 5		住宅改修 タクシー利用助成
		税 務 課	7 2 - 6 1 1 7		税相談
	南庁舎	健康医療課	7 2 - 6 1 2 9		保健相談
	大佐支局	市民福祉係	9 8 - 2 1 1 1	大佐小阪部 1469-1	総合窓口
	神郷支局	市民福祉係	9 2 - 6 1 1 1	神郷下神代 3936	総合窓口
	哲多支局	市民福祉係	9 6 - 2 1 1 1	哲多町本郷 246-4	総合窓口
	哲西支局	市民福祉係	9 4 - 2 1 1 1	哲西町矢田 3604	総合窓口
地域活 動支援 センター	I 型	ほほえみ広場にいみ	7 1 - 2 1 6 6	高尾 2488-13	総合相談
	Ⅲ型	かがやきハウス風の音	7 2 - 2 0 8 0	新見 837	福祉作業所
		つつじ憩いの家	7 2 - 4 2 3 1	高尾 2488-13	福祉作業所
その他 公 的 機 関	新見警察署		7 2 - 0 1 1 0	新見 389-1	緊急
	新見消防署		7 2 - 2 8 1 0	新見 312-2	緊急
	新見税務署		7 2 - 0 9 5 1	新見 721-1	所得税申告
医 療 機 関	さきがけクリニック		7 2 - 8 4 2 3	高尾 2488-13	精神科
	新見クリニック		7 2 - 8 1 8 3	西方 450	更生医療（透析）
関 係 団 体	新見市身体障害者福祉協会		7 2 - 7 3 0 6	金谷 640-1（社協内）	身体障害者
	新見障害児者と共に歩む会		7 2 - 2 0 8 0	新見 837	リハビリ

障害者相談員制度

地域内の身近な相談窓口として、各障害に関する相談員を委嘱しています。

相談員は、社会奉仕の精神に基づき、障害者の更生援護に関し、本人やその保護者等からの相談に応じ必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び障害者援護に関する普及啓発などの業務を行います。

障害者相談員（１３名）

氏 名	性別	電 話	住 所	専門
宮 坂 要 治	男	７４－２４７５	草間 11192	身体
仲 田 正 平	男	７８－１０７４	菅生 5338-1	身体
義 國 茂 夫	男	９２－６１２０	神郷下神代 4028	身体
横 田 正	男	９４－３２７５	哲西町畑木 1105	身体
家 本 一 道	男	７２－７７９２	新見 2144-1	身体
藤 野 英 弘	男	７４－２５８９	足見 1574-2	身体
田 澤 計 好	男	７８－１８７７	菅生 8581	身体
難 波 裕 也	男	７２－２５８８	高尾 627-11	知的
荒 木 美 幸	女	７２－４２４４	高尾 2470-4	知的
山 崎 喜久子	女	９８－２９８１	大佐田治部 4117-4	知的
奈 須 利 雄	男	９２－６５０５	神郷下神代 1268-3	知的
川 上 房 恵	女	９６－３３３１	哲多町田淵 1623-2	知的
浅 井 和 枝	女	９４－３１７７	哲西町大竹 1282	知的

市内の身体障害障害認定医療機関

★市外の身体障害認定医療機関については、福祉課までお問い合わせください。

診療所名	認 定 科 目											
住所・電話番号	視覚	聴覚	言・音	肢体	心臓	呼吸器	じん臓	直腸	膀胱	小腸	免疫	肝臓
こだま眼科 新見市高尾 2450-2 Tel71-1010	○											
渡辺病院 新見市高尾 2278-1 Tel72-2123				○	○	○	○	○	○	○		○
新見中央病院 新見市新見 827-1 Tel72-2110				○	○	○	○			○	○	○
上江洲医院 新見市石蟹 60 Tel76-1835				○	○	○	○			○		○
新見クリニック 新見市西方 450 Tel72-8183							○					
太田病院 新見市西方 426 Tel72-0214				○	○	○	○			○		
長谷川記念病院 新見市高尾 793-6 Tel72-3105				○							○	○
大佐診療所 新見市大佐小阪部 1470 Tel98-2500				○	○	○	○			○		
神代診療所 新見市神郷下神代 3946 Tel92-6001				○	○	○	○			○		
哲西診療所 新見市哲西町矢田 3604 Tel94-9224				○	○	○	○			○		○
国際貢献大学校メディカル クリニック 新見市哲多町本郷 1334-1 Tel96-9188				○	○	○	○					
医療生協阿新診療所 新見市新見 741 Tel72-8701				○	○							

～ 「ほほえみ広場にいま」のご案内 ～

設置根拠

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の障害者地域活動支援センターとして設置

設置場所

新見市高尾2488-13

TEL: 71-2166・71-1022 FAX: 71-1022

開館日・時間

毎週月曜～金曜日・日曜日 午前9時～午後6時（土曜日・祝日・年末年始は休館）

スタッフ

各障害の専門的な知識や経験を有する職員（障害者自立支援員、精神保健福祉士、臨床心理士）を配置

主な業務

- ・ 個別相談支援 （各種制度の紹介 サービス調整等）
- ・ 交 流 事 業 （交流会の開催 ボランティア育成 グループ活動の支援等）
- ・ 普 及 啓 発 （広報活動 自立支援協議会等）

併 設

精神科診療所「さきがけクリニック」・共同作業所「つつじ憩いの家」、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業「スマイル」、日中一時支援事業所「風の音」、たかはし障害者就業・生活支援センター

